

□阪神・淡路大震災後の防災対策

(大震災に備えて)

自治省消防庁防災課長 山口 勝己

災害としては戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災から早や2年が経とうとしている。

この間、政府においては、被災地域の復旧・復興に全力を傾注する一方、災害対策基本法の二度にわたる改正をはじめとする災害対策関係法令等の整備、防災基本計画の修正等防災対策の全面的な見直し、体制の整備が進められてきた。

消防庁においても、大震災が残した教訓を踏まえて、防災に関する幅広い施策を積極的に展開してきたところであるが、本稿では、消防庁と地方公共団体の防災対策に関する主な施策について紹介することとしたい。

地域防災計画の見直しの推進

阪神・淡路大震災の教訓としては、いろいろな点が考えられるが、まず、地域における様々な防災対策を包括する計画である地域防災計画の見直しが急務となった。

消防庁においては、平成7年2月に、情報の収集・伝達体制や応急体制などについて

大規模災害も想定した地域防災計画の緊急点検の実施を要請し、また、同年7月の防災基本計画の修正も踏まえ、中央防災会議事務局次長(消防庁次長)名通知や地域防災計画担当部長会議の開催等により、地方公共団体に対して地域防災計画の見直しの留意事項を示し、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画とするよう求めた。

見直しに当たっての基本的な留意点は、次のとおり。

①被害想定②職員の動員配備体制③情報収集・伝達体制④応援体制⑤被災者の収容、物資の調達⑥防災施設の整備⑦消防団、自主防災組織の育成強化⑧防災訓練⑨災害弱者対策⑩防災ボランティア活動の環境整備等

地方公共団体においては、初動体制など緊急を要する事項を中心に見直しが進められ、阪神・淡路大震災以降に地域防災計画の修正を行った都道府県は、平成8年11月末現在、37団体となっており、市町村でも順次見直しが進められている。

また、真に実効ある地域防災計画とするためには、防災アセスメントや被害想定等を実施し、地域の災害危険性と想定される

被害を把握した上で抜本的な見直しを行う必要がある。

このため、平成8年度の地方財政計画においては、防災アセスメントと被害想定を実施し、地域防災計画を抜本的に見直す経費として100億円を措置したところである。このほか、市町村が地域防災計画(震災対策編)の作成または見直しを行うに際しての留意点等をまとめた震災対策計画策定マニュアルを作成するとともに、都道府県用のマニュアルの検討を進めるなど、地域防災計画の見直しについて支援を行っている。

情報収集・伝達体制と災害即応体制の強化

阪神・淡路大震災のような大規模災害においては、被害情報等を迅速に収集・伝達するとともに、的確な初期対応を実施することが極めて重要である。

このため、消防庁では、次のような国、地方公共団体を通じた情報収集・伝達体制、災害即応体制の強化に努めている。

ア 災害に強い防災情報通信ネットワークの整備

大規模災害時にも確実に情報伝達ができるよう、衛星系の整備による通信ルートの多重化を推進するとともに、通信施設の耐震性の強化、機動性とバックアップ機能を有する通信施設の整備などを促進して行く。

とりわけ、衛星系の無線網については、現在、29都道県で運用されているが、全国同時の受信が可能で活用範囲が広いことから、早急な整備が望まれる。

また、住民等への緊急情報を伝達する同報系の防災行政無線やライフライン関係機関、地域の情報拠点等との密接な情報連絡を行うための地域防災無線等の整備も併せて進めているところである。

イ 画像伝送システムの整備

画像伝送システムは、災害時の画像情報を直ちに国(消防庁、官邸等)や全国の都道府県等に伝送し、災害の状況をリアルタイムで把握できるシステムであり、平成7年度補正予算で創設した。平成8年度末で31団体が整備の見込みとなっている。

ウ 震度情報ネットワークの整備

全市町村に計測震度計を設置し、震度情報を自動的に都道府県、消防庁に伝達するネットワークであり、的確な初動対応を図ろうとするものである。本年度末には全国的に完成する予定。

エ 簡易型地震被害想定システムの開発・普及

パソコン使用という簡易な方法により、地震後の家屋被害数、死者数、出火件数を直ちに予測できるシステムであり、消防研究所が開発し、全都道府県等に配布している。

オ 防災情報システムの整備

防災情報システムは、災害情報、広域応援に関する情報、緊急消防援助隊情報等防災に関する情報のデータベース化を行うとともに、国(消防庁)と地方公共団体等とのネットワーク化を図り、迅速な情報伝達と円滑な広域応援等の実施に資するものである。

今後、地方公共団体とのネットワーク化を推進することとしている。

カ その他

休日・夜間における迅速な初動を確保す

るための連絡体制の強化を図るとともに、119番通報の殺到状況による被害規模の早期把握に努めることとしている。また、現地活動支援車を導入し、先遣チームの派遣とデジタルカメラ等による災害現場での情報の収集などにより消防庁の即応体制の強化を図っている。

広域応援体制の整備

阪神・淡路大震災では、41都道府県451消防本部による消防応援が行われたほか、毛布、食料等の物資の支援、延べ約20万人に及ぶ地方公共団体職員（消防・警察を除く。）による支援など全国的な応援が行われたところである。

消防庁では、大規模災害時における地方公共団体の広域応援体制の一層の強化を進めるため、被災都道府県知事からの要請を待たずとまがないと認められるような場合等においても迅速な消防広域応援が確保されるよう消防組織法の一部改正を平成7年10月に行ったほか、次のような施策を推進している。

ア 緊急消防援助隊の創設

大規模災害時において全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するために創設された緊急消防援助隊は、同年9月部隊編成（703消防本部、1,267部隊）を完了し、11月には、全国的な合同訓練を実施した。

また、大規模災害に対応した資機材の充実、自衛隊との連携の確立等を行うとともに、各ブロックごとに合同訓練を実施するなど実戦力の強化に努めている。

イ 広域応援協定の締結

消防以外の分野でも、災害時における物資や人員の応援、施設の提供等を内容とする広域防災応援協定の締結が進められており、都道府県レベルでは、全都道府県による協定が締結されたほか、全ブロックでの応援協定の締結・見直し等が行われた（新規成立17協定、見直し3協定）。

また、市町村レベルでも、広域防災応援協定に係る取組みが進められている。

ウ 消防防災ヘリコプターの配備

地震災害時等において機動力を有する消防・防災ヘリコプターの地方公共団体への配備を促進し、平成8年度末までに全国で58機の整備が見込まれている。また、平成8年1月には全国航空消防防災協議会が発足し、ヘリコプターの運航不能期間における地方公共団体間の相互補完に関する連絡調整等に努めている。

災害に強い地域づくり

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害の発生を未然に防止し、その被害を最小限に食い止めるためには、消防防災に直結する施設等の整備を推進するとともに、地域づくりをはじめ行政のあらゆる面に防災の観点を盛り込んでいく必要がある。消防庁では、次のような施策により、ハード・ソフト両面にわたって、地方公共団体の災害に強い安全なまちづくりを支援している。

ア 緊急防災基盤整備事業の創設

多数の住民等が利用する公共施設や災害時に避難所、災害対策の拠点となる公共施

設等の耐震改修と、情報通信施設、備蓄倉庫等の重要な防災基盤の整備を強力に推進するため、地方公共団体の単独事業に対する財政支援措置として緊急防災基盤整備事業を創設した。平成8年度地方財政計画においては、緊急防災基盤整備事業として、3,000億円を措置し、積極的な事業促進を図っている。

イ 防災拠点の整備

平常時には防災のための研修・訓練の場、憩いの場となるとともに、災害時には防災活動の拠点、避難地となる防災拠点(コミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点)の整備を緊急防災基盤整備事業、防災まちづくり事業及び消防防災施設等整備費補助金により促進している。

ウ 地方公共団体のまちづくりに対する総合的支援

地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組みを調査するとともに、特に優れたものについて自治大臣表彰等を実施する「防災まちづくり大賞」を創設し、消防科学総合センターと共同で実施することとしている。

国民の自発的防災活動の促進

大規模災害においては、防災関係機関だけでは対応が困難であり、地域住民による自主的な防災活動や災害時のボランティア活動が非常に重要なものとなる。

地域における防災活動が効果的に行われるようにするためには、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備される

必要がある。自主防災組織の組織率は、平成8年4月1日現在、47.9%となっており、1年前の43.8%と比較して、かなりの組織率の向上がみられたところである。消防庁においては、自主防災組織の育成のため、コミュニティ防災資機材等整備事業を創設したほか、コミュニティ防災拠点の整備や地域におけるリーダー育成、研修・訓練等を促進し、自主防災活動を推進している。また、被災地での多様なニーズに対応したきめ細かな防災対策を進める上で、災害時のボランティア活動は重要な役割を担っており、研修機会の確保、活動拠点の整備、地方公共団体における受入体制の整備等を促進することにより、災害ボランティアの活動環境の整備を推進している。

ところで、こうした自主的な防災活動が行われるようにするためには、一人ひとり防災に関心を持つことが極めて重要である。

阪神・淡路大震災を契機として、自主防災活動と災害時のボランティア活動の促進を目的として、「防災とボランティアの日」(1月17日)と「防災とボランティア週間」(1月15日から21日まで)が定められたが、消防庁では、防災意識の高揚を図るための啓発行事等の実施を地方公共団体に要請する一方で、地方防災サミット等の行事を実施したり、年間を通じて、テレビ、インターネット等による防災知識の普及啓発に努めている。また、現在、消防庁のバックアップにより映画人のボランティアによる防災映画「マグニチュード(仮題)」の製作が進められているが、今後できるだけ多くの人々に鑑賞してもらえるようにしていく予定である。